

名古屋市公報

平成26年 2月 5日

第1044号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話〔052〕972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政改革推進部法制課長

目

次

ページ

告

示

- 逸走等をした場合にあっては所有者の確認が容易であると市長が定める特定動物 (健福・食品衛生課) (第34号) 3
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第35号) 4
- 指定居宅介護支援事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第36号) 20
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (住都・建築指導課) (第37号) 25
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (住都・建築指導課) (第38号) 27
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第39号) 29
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第40号) 31
- 河川法に基づき市長が施行する河川工事の完了について (緑土・河川管理課) (第41号) 33
- 兼用工作物管理協定について (緑土・道路管理課、緑地管理課) (第42号) 34
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第43号) 35
- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第44号) 36
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第45号) 38
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第46号) 40
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第47号) 42
- 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・農政課) (第48号) 50

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会定例会の開催について (第2号) 51

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市上下水道局会計規程の一部改正 (第1号) 52

監 査 公 表

- 平成26年監査公表 (第1号) 56

公	告	
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	81
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	82
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	85
○ 市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告	(住都・都心まちづくり課)	88
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告	(市経・市民活動推進センター)	90
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・給排水設備課)	94
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・給排水設備課)	95
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・給排水設備課)	96
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・給排水設備課)	97
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	98

名古屋市告示第34号

逸走等をした場合にあってはその所有者の確認が容易であると市長が定める特定動物

特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）第2条第1項第1号へ、同項第2号へ及び同項第3号ホの規定に基づき、逸走等をした場合にあってはその所有者の確認が容易である特定動物を次のように定め、平成26年2月1日から施行します。

併せて、従前の逸走等をした場合であつても所有者の確認が容易であると市長が定める動物（平成18年名古屋市告示第264号）は廃止します。

平成26年1月27日

名古屋市長 河村 たかし

次の各号のいずれかに該当する特定動物であつて、動物園その他これに類する施設において展示されることにより一般に公開されているもの

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）別表ひと科の項（ゴリラ属（ゴリラ属）全種に限る。）、ねこ科の項（アキノニクス・ユバトゥス（チーター）、パンテラ属（ヒョウ属）全種、プマ属（ピューマ属）のうちプマ・コンコロール（ピューマ）及びウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）に限る。）、ぞう科の項、さい科の項及びかば科の項からうし科の項までに規定する種（亜種を含む。）に属する特定動物
- (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第2項に定める希少野生動植物種（前号に掲げるものを除く。）

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

名古屋市告示第35号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業所を廃止する旨の届出がありました。

平成26年 1月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ワークシステムサービス	愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 4月23日	訪問介護 介護予防訪問介護
セントスタッフ株式会社	セントスタッフ訪問介護事業所	名古屋市中区錦三丁目23番31号	平成24年 5月24日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社友	ヘルパーステーション「友」	名古屋市中村区靖国町 1丁目90番地	平成24年 5月24日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社想	訪問介護サービスセンター想	名古屋市西区児玉二丁目26番23号	平成24年 5月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
中部ユーエス有限会社	ヘルパーステーションはーもに一守山	名古屋市守山区竜泉寺一丁目919番地	平成24年 5月30日	訪問介護 介護予防訪問介護

株式会社ライフオブイーズ	訪問介護事業所イーズ	名古屋市中村区宿跡町 2丁目82番地	平成24年 6月22日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ジョインライフそよ風	ジョインライフそよ風介護サービス中村	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	平成24年 6月22日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社介護支援ステーション星ヶ丘	介護支援ステーション緑	名古屋市長区太子三丁目42番地の 2	平成24年 6月27日	訪問介護 介護予防訪問介護
医療法人悠山会	ファミリア滝川訪問介護事業所	名古屋市長区昭和区滝川町91番地の 1	平成24年 6月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社フォレスト	ナイトフォレストケアステーション	名古屋市中区千代田二丁目15番4号	平成24年 7月 9日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社流行発信ホールディングス	なないろ介護	名古屋市中区新栄一丁目 6番15号	平成24年 7月25日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社メッドインフォマティクス	アープケアステーション	名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1	平成24年 7月25日	訪問介護 介護予防訪問介護
パーソナルケアサポート株式会社	パーソナルケアステーション桜山	名古屋市長区瑞穂区亀城町 5丁目38番地	平成24年 8月 7日	訪問介護 介護予防訪問介護
医療法人愛希会	ヘルパーステーションマリン	名古屋市長区名東区梅森坂三丁目5201番地	平成24年 8月20日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社SHE	ヘルパーステーションべんてん	名古屋市長区西区上名古屋二丁目 1番 7号	平成24年 8月31日	訪問介護 介護予防訪問介護

中部ひかり二十四介護センター有限公司	ひかり介護	名古屋市守山区 大森二丁目1413 番地	平成24年 9月20日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社一福	ヘルパーステーションふくろう	名古屋市北区芦 辺町 3丁目 8番 地の 2	平成24年 9月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社オリジナルプラン	ふれ愛なかむら	名古屋市中村区 羽衣町 6番地	平成24年 9月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社Beans	訪問介護事業 所けあびーんず	名古屋市東区葵 二丁目 3番 5号	平成24年 10月15日	訪問介護 介護予防訪問介護
一般社団法人シニアらいふサポートセンター	訪問介護ステーションシニアらいふサポート	名古屋市天白区 菅田二丁目1610 番地	平成24年 10月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ベストライフ	ベストライフ 名古屋大高訪問介護事業所	名古屋市緑区大 高町字南休山 2 番地の16	平成24年 10月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社キャッツ訪問介護センター	キャッツ訪問 介護センター	名古屋市港区当 知三丁目2902番 地	平成24年 10月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社スリーシー	訪問介護事業 所ふれあい	名古屋市西区香 呑町 3丁目28番 地	平成24年 11月 5日	訪問介護 介護予防訪問介護
合同会社ベル・エポック	介護ステーションわくわく	名古屋市東区矢 田二丁目 1番37 号	平成24年 11月 5日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社Hot Hand	ホットアイ	名古屋市港区品 川町 2丁目 1番 地の94	平成24年 11月 7日	訪問介護 介護予防訪問介護

合同会社アクセルマネジメント	ケアステーションすこやか	名古屋市北区大曾根四丁目 9番33号	平成24年 12月 7日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社楽園ハウス	居宅介護ステーション南陽の里	名古屋市港区七反野一丁目1910番地	平成24年 12月13日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社トライエンス	なもなもの訪問介護	名古屋市中区錦三丁目13番 5号	平成24年 12月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ワークスジャパン	介護センター花の木	名古屋市西区花の木一丁目 1番17号	平成24年 12月27日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ぬくもあ	八田よろづ訪問介護	名古屋市中村区横井二丁目 141番地の 1	平成25年 1月16日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社シルバーステーション	シルバーステーション訪問介護事業所	名古屋市中川区富永三丁目49番地	平成25年 1月17日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社セラム	けあらーず守山指定訪問介護事業所	名古屋市守山区大字中志段味字湿ヶ2015番地	平成25年 1月23日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社みつば	みつば訪問介護ステーション	名古屋市中区錦三丁目 2番32号	平成25年 1月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
ミサワホーム東海株式会社	ヘルパーステーション小幡緑地館	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成25年 2月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社丸一技研	訪問介護事業所ライフメイ ト	名古屋市名東区藤が丘32番地	平成25年 3月21日	訪問介護 介護予防訪問介護
特定非営利活	七色の風	名古屋市中村区	平成25年	訪問介護

動法人あたたかい心		鳥居通 5丁目 1番地	4月12日	介護予防訪問介護
株式会社LINKAGE	ヘルパーステーションジュン	名古屋市中区金山三丁目 5番23号	平成25年 4月23日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社オフィスたんば	あじさいヘルパーサービス 中川	名古屋市中川区長良町 3丁目 7番地の 4	平成25年 4月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社シュクリア	訪問介護ステーションハーツ	名古屋市天白区高坂町87番地	平成25年 4月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
ケアセンターさくらんぼ有限公司	ケアセンターさくらんぼ	名古屋市南区白雲町 115番地の 1	平成25年 5月20日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社マルイ	ヘルパーステーションパンダの宝物	名古屋市南区明治一丁目14番53号	平成25年 5月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
合同会社介護サポートあいち	介護サポートあいち	名古屋市中区丸の内三丁目19番6号	平成25年 5月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社加藤石材	ヘルパーステーションスミカ	名古屋市天白区植田西三丁目 810番地	平成25年 5月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社Smile	訪問介護事業所エスペランサ	名古屋市中区松原一丁目 6番27号	平成25年 6月17日	訪問介護 介護予防訪問介護
U. S. A Select Development 株	遊和ヘルパーステーション	名古屋市緑区亀が洞三丁目1408番地	平成25年 6月21日	訪問介護 介護予防訪問介護

式会社				
株式会社ダブルエイチオー	訪問介護ステーション百ねん庵	名古屋市北区楠味鋤三丁目2341番地	平成25年 7月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社タイヘイ名古屋	ケアサポートタイヘイ名古屋	名古屋市名東区極楽四丁目1303番地	平成25年 7月22日	訪問介護 介護予防訪問介護
合同会社林	ケアセンターモモ	名古屋市名東区平和が丘四丁目281番地	平成25年 7月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社健やか	訪問介護事業所健やか	名古屋市瑞穂区白羽根町 2丁目12番地の 2	平成25年 7月29日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ダイエイハービス	きららファミリーサポートサービス	名古屋市中区錦一丁目20番19号	平成25年 7月30日	訪問介護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社長谷川工業	ヘルパーステーション和のこころ	名古屋市中川区高畑五丁目63番地の 1	平成25年 7月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社月光社	ケアサポート晴れるや	名古屋市東区泉一丁目 4番27号	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
親愛福祉サービス合同会社	ヘルパーステーション親愛	名古屋市天白区植田東三丁目201番地	平成25年 8月 5日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社マエ	マエホ介護サ	名古屋市名東区	平成25年	訪問介護

ホ	ービス	望が丘 308番地	8月 7日	介護予防訪問介護
有限会社米野 看護婦家政婦 紹介所	米野訪問介護 サービス	名古屋市中村区 太閤二丁目 3番 2号	平成25年 8月 9日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ロッ クオン	広瀬内科ヘル パーステーシ ョン	名古屋市緑区鎌 倉台一丁目 714 番地	平成25年 8月19日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社はる	はるケアサー ビス	名古屋市中川区 上流町 2丁目 6 番地	平成25年 9月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社ベス ト・プラン・ ドゥ	有限会社ベス ト・プラン・ ドゥ	名古屋市中川区 外新町 3丁目 6 番地	平成25年 10月15日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社フォ ーシーズン	四季の風訪問 介護事業所	名古屋市東区白 壁一丁目45番地	平成25年 10月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社フル ショウ	あけぼの名東	名古屋市名東区 名東本通 3丁目 49番地	平成25年 11月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社キタ ムラケアサー ビス	さくら・介護 ステーション によい	名古屋市北区如 来町23番地	平成25年 12月 4日	訪問介護 介護予防訪問介護
特定非営利活 動法人藤森福 祉会	藤森訪問介護 事業所	名古屋市名東区 藤森西町1723番 地	平成25年 12月 4日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ぬく もあ	いろはよろづ 訪問介護	名古屋市港区築 盛町 106番地の 1	平成25年 12月 6日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社太陽	訪問介護事業 所たいよう	名古屋市中村区 則武二丁目28番 5号	平成25年 12月10日	訪問介護 介護予防訪問介護

株式会社文栄	名古屋訪問介護事業所	名古屋市昭和区 滝子町2903番地の 1	平成25年 12月16日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ケア コンシェルジュ	ヘルパーステーションふおとりえ	名古屋市中川区 葉池町 2丁目 6 番地	平成25年 12月17日	訪問介護 介護予防訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート名古屋港	名古屋市港区港 楽三丁目 4番 8 号	平成25年 4月26日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
株式会社ハルス	はるす訪問入浴サービス	名古屋市守山区 西川原町50番地	平成25年 5月10日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
株式会社ワークシステムサービス	愛知さわやかケアセンター 訪問看護ステーション	名古屋市守山区 西新10番21号	平成24年 4月23日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人明聖会	明聖也有訪問看護ステーション	名古屋市中川区 土野町61番地	平成24年 6月29日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケア 21	ケア21訪問看護ステーションぴ〜す名古屋西	名古屋市中村区 鳥居通 4丁目 9 番地	平成24年 8月23日	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
株式会社イー ビーエーサー ビス	ナーシングサポート	名古屋市千種区 内山三丁目31番 18号	平成24年 10月11日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人充生会	フルライフ瑞穂訪問看護ステーション	名古屋市瑞穂区 白砂町 1丁目19 番地	平成24年 11月19日	訪問看護 介護予防訪問看護

ケアプランコマ株式会社	こま訪問看護ステーション	名古屋市昭和区 山手通 5丁目 2 番地の 5	平成24年 12月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社スマイル	訪問看護ステーションスマイル	名古屋市港区正 徳町 1丁目19番 地	平成25年 2月13日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社みつば	みつば訪問看護ステーション	名古屋市中区錦 三丁目 2番32号	平成25年 2月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人吉祥会	合歓の木訪問看護ステーション	名古屋市中川区 下之一色町字中 ノ切56番地	平成25年 7月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社マザーズ	訪問看護マザーズ	名古屋市中村区 則武一丁目24番 21号	平成25年 8月12日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社日本メディカルケアサービス	にじのさと訪問看護ステーション野並	名古屋市天白区 野並三丁目 197 番地	平成25年 10月29日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人杉山会	医療法人杉山会訪問看護ステーション上社	名古屋市名東区 社台三丁目19番 地の 1	平成25年 11月18日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人愛希会	前田医院	名古屋市名東区 梅森坂三丁目 5201番地	平成25年 6月 7日	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
株式会社ジョインライフそよ風	ジョインライフそよ風デイサービスセンター新道	名古屋市西区新 道一丁目 9番 3 号	平成24年 6月22日	通所介護 介護予防通所介護

特定非営利活動法人すけっとファミリー	リフレ陽明	名古屋市瑞穂区 田辺通 3丁目40 番地の 2	平成24年 10月10日	通所介護 介護予防通所介護
有限会社パル	通所介護いき いきクラブ	名古屋市名東区 香流二丁目1015 番地	平成24年 10月30日	通所介護 介護予防通所介護
特定非営利活動法人介護サービスさくら	よってたもへ れ八事	名古屋市天白区 弥生が岡 217番 地	平成24年 12月13日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社ワークスジャパン	デイサービス センター花の 木	名古屋市西区菊 井一丁目11番10 号	平成24年 12月27日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社ワークスジャパン	デイサロン花 の木すいせん	名古屋市西区押 切二丁目 1番30 号	平成24年 12月27日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社セラム	けあらーず守 山指定通所介 護事業所	名古屋市守山区 大字中志段味字 湿ヶ2015番地	平成25年 1月23日	通所介護 介護予防通所介護
ミサワホーム 東海株式会社	デイサービス 小幡緑地館	名古屋市守山区 緑ヶ丘 107番地	平成25年 2月26日	通所介護 介護予防通所介護
特定非営利活動法人介護サービスさくら	よってたもへ れ愛悠家	名古屋市熱田区 大宝四丁目 9番 20号	平成25年 2月28日	通所介護 介護予防通所介護
医療法人並木 会	デイサービス センター平針 なみき	名古屋市天白区 荒池二丁目1101 番地	平成25年 3月18日	通所介護 介護予防通所介護
有限会社フロムハート	デイサービスの んびり	名古屋市南区豊 一丁目 3番 8号	平成25年 3月22日	通所介護 介護予防通所介護
ベルリオ有限 会社	リハビリデイ サービス R i	名古屋市中区錦 一丁目 6番33号	平成25年 3月28日	通所介護 介護予防通所介護

	n g l e II			
株式会社メッ ドインフォマ ティクス	アープ・デイ サービス	名古屋市中村区 畑江通 9丁目24 番地の 1	平成25年 3月29日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社ぬく もあ	アクリハ八田	名古屋市中村区 横井二丁目 141 番地の 1	平成25年 4月16日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社フォ レストノート	デイサロンご かん牧の里	名古屋市名東区 牧の里一丁目 108番地	平成25年 5月24日	通所介護 介護予防通所介護
有限会社やま ぶき	やまぶき	名古屋市西区花 の木二丁目 7番 16号	平成25年 5月27日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社テッ ク設備・企画	デイサービス センターオア シス	名古屋市天白区 原三丁目 305番 地	平成25年 6月27日	通所介護 介護予防通所介護
東海ホスピタ リティー株式 会社	デイサービス センターふれ あい	名古屋市緑区姥 子山三丁目 303 番地	平成25年 7月 9日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社穂	でいさーびす まったり	名古屋市南区明 治一丁目21番 4 号	平成25年 7月16日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社アク ト	G E N K I N E X T 庄内緑 地公園	名古屋市西区坂 井戸町 219番地	平成25年 9月 6日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社アク ト	G E N K I N E X T 名古屋 原	名古屋市天白区 原一丁目1410番 地	平成25年 9月 6日	通所介護 介護予防通所介護
合同会社ライ ブケア	デイサービス センターやっ	名古屋市昭和区 戸田町 3丁目10	平成25年 9月20日	通所介護 介護予防通所介護

	とかめ	番地		
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターなるこ	名古屋市緑区鳴子町 1丁目80番地の 1	平成25年 9月30日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター吹上	名古屋市千種区千種通 5丁目 8番地	平成25年 9月30日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社ソーシャル・クリエイティング・コーポレーション	コミュニティーサロン～憩～S C C水草町	名古屋市北区水草町 1丁目 9番地	平成25年 11月25日	通所介護 介護予防通所介護
有限会社C & D	望デイサービス	名古屋市緑区桶狭間神明1701番地	平成25年 11月27日	通所介護 介護予防通所介護
有限会社寿商店	デイサービスキリン中村	名古屋市中村区小鴨町66番地	平成25年 12月13日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社ケアネット・ジャパン	ケアネットホーム尾頭橋ショートステイ	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	平成25年 3月28日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
有限会社リンクス	リンクス	名古屋市名東区平和が丘二丁目235番地	平成24年 6月27日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社ナチュラルサービス	ナチュラルサービス	名古屋市名東区引山二丁目 406番地	平成24年 6月28日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
株式会社ニチ	ニチイケアセ	名古屋市千種区	平成24年	福祉用具貸与

イ学館	ンター中部	春岡一丁目 1番 5号	8月28日	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社矢木 楽器店	ウェルケア中 川	名古屋市中川区 万場五丁目 818 番地	平成24年 8月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社アネ シス	さくらケアサ ービス福祉用 具貸与事業所	名古屋市天白区 久方二丁目34番 地の 1	平成24年 9月12日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社ハー デン	ハーデン福祉 用具ハウス	名古屋市天白区 原三丁目1007番 地	平成24年 10月 5日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社ひか り	福祉用具のか なで	名古屋市中区丸 の内二丁目17番 4号	平成24年 10月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
特定非営利活	介護サービス	名古屋市名東区	平成24年	福祉用具貸与

動法人介護サービスさくら	さくら福祉用具部	西山本通 2丁目 23番地	12月13日	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
有限会社もらいぼし	もらいぼし指定福祉用具貸与事業所	名古屋市中村区 名駅南五丁目 1 番 6号	平成25年 1月22日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社ハートウェル	株式会社ハートウェル名古屋店	名古屋市北区大 杉町 4丁目62番 地	平成25年 2月19日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
一般社団法人 シニアらいふ サポートセン ター	シニアらいふ サポートセン ター福祉用具 事業部	名古屋市中区錦 三丁目23番31号	平成25年 3月 5日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社アイセル福祉用品サービス	アイセル福祉用品サービス	名古屋市南区明 治二丁目32番14 号	平成25年 3月13日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社名古屋	株式会社名古屋	名古屋市千種区	平成25年	福祉用具貸与

屋医理科商会	屋医理科商会	谷口町 5番30号	3月21日	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社セン トラルクリー ンズ	セントラルサ ポート	名古屋市緑区四 本木 567番地	平成25年 3月28日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社L I NKAGE	L I N K A G E	名古屋市中区金 山三丁目 5番23 号	平成25年 9月17日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社はる	ケア・ハート はる	名古屋市中川区 上流町 2丁目 6 番地	平成25年 9月30日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社晋昭 開発	ウェル弁天	名古屋市西区上 名古屋二丁目 1 番 7号	平成25年 10月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
イオンリテー	イオン薬局熱	名古屋市熱田区	平成24年	特定福祉用具販売

ル株式会社	田店	六野一丁目 2番 11号	9月26日	特定介護予防福祉 用具販売
有限会社アネ シス	有限会社アネ シス	名古屋市西区名 西二丁目12番 2 号	平成24年 10月19日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社山創	有限会社山創	名古屋市瑞穂区 白砂町 4丁目 106番地	平成25年 6月28日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社H u m a n t o u c h	こころの家	名古屋市瑞穂区 玉水町 2丁目64 番地の 3	平成24年 12月19日	通所介護
株式会社セブ ングロース	縁屋豊田本町	名古屋市南区内 田橋二丁目20番 6号	平成25年 6月 4日	通所介護
医療法人衆済 会	ますこ通所リ ハビリテーシ ョンセンター	名古屋市中村区 竹橋町35番28号	平成24年 7月24日	通所リハビリテー ション

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第36号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業所を廃止する旨の届出がありました。

平成26年 1月27日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ワークシステムサービス	愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 4月23日	居宅介護支援
中部ユーエス有限会社	ひなた居宅介護支援事業所	名古屋市守山区竜泉寺一丁目919番地	平成24年 5月30日	居宅介護支援
有限会社ヘルパーサービス金澤	ヘルパーサービス金澤居宅介護支援事業所	名古屋市中村区烏森町 4丁目71番地	平成24年 6月 8日	居宅介護支援
有限会社マエホ	ほだかケアプランセンター	名古屋市名東区小井掘町 401番地の 2	平成24年 6月21日	居宅介護支援
株式会社ジョインライフそよ風	ジョインライフそよ風指定居宅支援中村	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	平成24年 6月22日	居宅介護支援
株式会社ひか	楽しいプラン	名古屋市港区津	平成24年	居宅介護支援

る生活		金二丁目 8番25号	7月13日	
株式会社流行 発信ホールデ ィングス	なないろ居宅	名古屋市中区新 栄一丁目 6番15 号	平成24年 7月25日	居宅介護支援
株式会社万博 HBCクラブ	ぬくといざい しょ三喜居宅 介護支援事業 所	名古屋市名東区 貴船一丁目 2番 地の 1	平成24年 9月19日	居宅介護支援
株式会社つる かめ	居宅介護支援 小幡緑地つる かめ	名古屋市守山区 小幡北 908番地 の 2	平成24年 10月15日	居宅介護支援
特定非営利活 動法人高次脳 機能障害者支 援笑い太鼓	笑い太鼓ケア マネジメント センター	名古屋市東区東 大曾根町26番 5 号	平成24年 10月23日	居宅介護支援
株式会社名長	居宅介護支援 風の森	名古屋市中村区 郷前町 3丁目29 番地	平成24年 11月20日	居宅介護支援
愛ライフ株式 会社	愛ライフ指定 居宅介護支援 事業所	名古屋市緑区鳴 丘二丁目2808番 地	平成24年 11月20日	居宅介護支援
株式会社HO USEN	居宅介護支援 事業所芳泉	名古屋市瑞穂区 大喜町 4丁目17 番地の 7	平成24年 11月29日	居宅介護支援
特定非営利活 動法人介護サ ービスさくら	夢のぽけっと 八事	名古屋市天白区 弥生が岡 217番 地	平成24年 12月13日	居宅介護支援
株式会社楽園 ハウス	居宅介護ステ ーション南陽	名古屋市港区七 反野一丁目1910	平成24年 12月13日	居宅介護支援

	の里	番地		
有限会社インコム	介護センター インコム	名古屋市瑞穂区 白羽根町 2丁目 64番地の 1	平成24年 12月26日	居宅介護支援
株式会社ワークスジャパン	ケアプランセ ンター花の木	名古屋市西区花 の木一丁目 1番 17号	平成24年 12月27日	居宅介護支援
ケアプランコマ株式会社	ケアプランコ マ株式会社	名古屋市昭和区 山手通 5丁目 2 番地の 5	平成24年 12月28日	居宅介護支援
有限会社チェ リッシュ企画	チェリッシュ 居宅介護支援 事業所	名古屋市天白区 元植田二丁目 1904番地	平成25年 1月16日	居宅介護支援
株式会社さら さ	さらさ居宅介 護支援事業所	名古屋市緑区長 根町94番地	平成25年 2月 5日	居宅介護支援
株式会社エヌ エス	居宅介護支援 事業所なごみ の里	名古屋市港区東 蟹田1001番地	平成25年 2月18日	居宅介護支援
ライフサポー トセンターウ インチ株式会 社	ケアサポート センターおー るぐっど	名古屋市守山区 東山町17番10号	平成25年 2月19日	居宅介護支援
ミサワホーム 東海株式会社	居宅介護支援 事業所ケアサ ポート小幡緑 地館	名古屋市守山区 緑ヶ丘 107番地	平成25年 2月26日	居宅介護支援
ゴールド社会 福祉株式会社	ゴールドケア プランセンタ ー	名古屋市天白区 焼山一丁目 101 番地	平成25年 3月13日	居宅介護支援
一般社団法人	居宅介護支援	名古屋市南区鯛	平成25年	居宅介護支援

シニアらいふ サポートセン ター	事業所シニア らいふサポー ト	取通 5丁目 4番 地	3月27日	
株式会社ハル ス	ケアプランは るす大曾根	名古屋市北区山 田一丁目 4番20 号	平成25年 4月 1日	居宅介護支援
合同会社RH KU	ケアプランみ やべ	名古屋市中川区 五女子一丁目 3 番 5号	平成25年 4月22日	居宅介護支援
株式会社テン ・メドック	おひさま居宅 介護支援事業 所	名古屋市北区平 手町 1丁目20番 地の 1	平成25年 5月28日	居宅介護支援
株式会社でん	福祉日和	名古屋市緑区徳 重四丁目 101番 地	平成25年 6月 5日	居宅介護支援
株式会社フォ レストノート	ケアプランセ ンターごかん 名東事業所	名古屋市名東区 牧の里一丁目 108番地	平成25年 6月14日	居宅介護支援
有限会社ナース スクール在宅 センター訪問 サービス	居宅介護支援 事業所道しる べ	名古屋市千種区 高見二丁目 7番 7号	平成25年 7月 1日	居宅介護支援
株式会社ダイ エイハービス	きららファミ リーサポート サービス	名古屋市中区錦 一丁目20番19号	平成25年 7月30日	居宅介護支援
有限会社米野 看護婦家政婦 紹介所	米野居宅介護 支援サービス	名古屋市中村区 太閤二丁目 3番 2号	平成25年 8月 9日	居宅介護支援
株式会社東海 ケアサービス	東海ケアサー ビス居宅介護	名古屋市緑区鳴 子町 2丁目 182	平成25年 8月13日	居宅介護支援

	支援事業所	番地		
株式会社ウェルネスサポートぐんじ	居宅介護支援事業所ぐんじ	名古屋市千種区上野三丁目13番10号	平成25年 8月30日	居宅介護支援
社会福祉法人道徳福祉会	居宅介護支援センターはるかぜ千鳥	名古屋市南区要町4丁目13番地	平成25年 9月2日	居宅介護支援
株式会社ベストライフ	ベストライフ名古屋大高居宅介護支援事業所	名古屋市緑区大高町字南休山2番地の16	平成25年 9月25日	居宅介護支援
株式会社さわやか	さわやからいふ中村居宅介護支援事業所	名古屋市中村区稲西町90番地	平成25年 9月30日	居宅介護支援
株式会社プロミネントケア	アウラ神宮南居宅介護支援事業所	名古屋市熱田区神戸町603番地	平成25年 10月1日	居宅介護支援
株式会社フォレスト	フォレストCareプラン's	名古屋市昭和区川名本町3丁目5番地の2	平成25年 11月8日	居宅介護支援
有限会社ヒートウィル	ケアセンター穂の香	名古屋市天白区山郷町18番地	平成25年 11月15日	居宅介護支援
有限会社C&D	居宅介護支援事業所希	名古屋市緑区桶狭間神明1701番地	平成25年 11月27日	居宅介護支援
合同会社RH KU	ケアプランぽっぽはーと	名古屋市南区内田橋一丁目16番18号	平成25年 11月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第37号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第15項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成26年 1月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市北区山田一丁目5番20号

株式会社名鉄AUTO 代表取締役社長 早川 淑

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市緑区徳重三丁目201番、202番、203番及び204番

2,074.87平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工 事 種 別 増築

主 要 用 途 店舗

構 造 鉄骨造

建 築 面 積 935.37平方メートル

(申請部分 375.00平方メートル)

延 べ 面 積 757.89平方メートル

(申請部分 300.00平方メートル)

最高の高さ 5.49メートル

2 日時

平成26年 2 月10日（月） 午後 2 時30分

3 場所

名古屋市緑区徳重二丁目4 0 1番地

徳重コミュニティセンター 第 1 会議室及び第 2 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第38号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第15項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成26年1月29日

名古屋市長 河村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市長 河村 たかし

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市昭和区川原通8丁目40番、41番、43番、44番、45番、45番1、45番2、46番、47番1の一部及び47番4の一部

名古屋市昭和区花見通1丁目39番の一部、40番の一部、41番1、41番2、41番3の一部、41番4及び41番5

名古屋市昭和区広路町字石流6番3の一部及び7番2
3,520.45平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別 新築

主要用途 劇場

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

建築面積 1,350.29平方メートル

延べ面積 1,571.45平方メートル

最高の高さ 19.96メートル

2 日時

平成26年 2 月12日（水） 午後 2 時

3 場所

名古屋市昭和区川原通 8 丁目21番地

名古屋市立広路小学校 特別活動室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第39号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成26年1月30日

名古屋市長 河 村 た か し

道路の区域変更

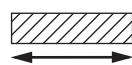
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	牧野第28号線	名古屋市中村区太閤一丁目 1902番の1地先から	前	0.038	6.00	附 図 隅切の拡幅
			名古屋市中村区太閤一丁目 1902番の1地先まで	後	0.038	6.00 ～ 6.50	
	B	牧野第29号線	名古屋市中村区太閤一丁目 1804番の1地先から	前	0.004	6.00	
			名古屋市中村区太閤一丁目 1804番の1地先まで	後	0.004	6.00	
	C	牧野第45号線	名古屋市中村区太閤一丁目 1902番の1地先から	前	0.006	15.00	
			名古屋市中村区太閤一丁目 1902番の1地先まで	後	0.006	15.00 ～ 16.66	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分



区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第40号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成26年2月3日に供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成26年1月31日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

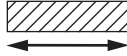
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	新宮坂町第2号線	名古屋市熱田区神宮三丁目 504番地先から	前	0.031	6.00	附 図
			名古屋市熱田区神宮三丁目 503番地先まで	後	0.031	6.00 ～ 17.30	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

- 

区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

名古屋市告示第41号

河川法に基づき市長が施行する河川工事の完了について

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条の 3 第 1 項の規定に基づき名古屋市
長が施行する河川工事について、工事を完了したので、同条第 2 項の規定によ
り次のとおり公示します。

平成26年 1 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 河川の名称及び区間

名称	区 間			延長 (m)
	区分	上 流 端	下流端	
一級河川 香流川	左岸	名古屋市名東区香流三丁目 108番 7 地先	矢田川へ の合流点	2,280
	右岸	名古屋市名東区引山一丁目1107番地 先		

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の完了の日

平成25年 8 月 31 日

名古屋市緑政土木局河川部河川管理課

名古屋市告示第42号

兼用工作物管理協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において、兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第6項及び都市公園法第5条の2第2項の規定により、次のように公示します。

平成26年1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協定の名称

県道名古屋中環状線と大森中央公園との兼用工作物管理協定

2 協定の内容

県道名古屋中環状線と大森中央公園が相互に効用を兼ねる施設の管理方法及び管理に要する費用負担等について

3 協定締結年月日

平成26年1月31日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課
緑地部緑地管理課

名古屋市告示第43号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成25年 9月13日 25指令住開指第 119号	名古屋市南区若草町24 番	東京都武蔵野市境二丁目 2番 2号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井雅史
平成25年 6月21日 25指令住開指第55号	名古屋市港区藤高五丁 目59番外 2筆	愛知県春日井市出川町 1850番地 1 吉田 貢
平成25年 5月13日 25指令住開指第29号	（第 3工区） 名古屋市緑区六田二丁 目88番 3外 2筆	名古屋市中区葵一丁目20 番22号 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 執行役員 大友浩嗣

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第44号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

たおも公園	昭和区田面町 2丁目	図面昭和35の 区域	平成23年 4月30日
-------	------------	---------------	-------------

」

を

「

たおも公園	昭和区田面町 2丁目	図面昭和35の 区域	平成23年 4月30日
川名山東公園	昭和区川名山町	図面昭和36の 区域	平成26年 1月31日

」

に、

「

元柴田南公園	南区元柴田東町 3丁目	図面南74の区 域	平成22年 3月31日
--------	-------------	--------------	-------------

」

を

「

元柴田南公園	南区元柴田東町 3丁目	図面南74の区域	平成22年 3月31日
松下町東公園	南区松下町 3丁目	図面南75の区域	平成26年 1月31日

」

に、

「

大森中央公園	守山区元郷一丁目	図面守山36の区域	昭和56年 4月 1日
--------	----------	-----------	-------------

」

を

「

大森中央公園	守山区元郷一丁目	図面守山36の2の区域	昭和56年 4月 1日
--------	----------	-------------	-------------

」

に、

「

高根山緑地	緑区大高町字高根山	図面緑 233の区域	平成25年 9月 6日
-------	-----------	------------	-------------

」

を

「

高根山緑地	緑区大高町字高根山	図面緑 233の区域	平成25年 9月 6日
船人ヶ池公園	緑区大高町字船人ヶ池	図面緑 234の区域	平成26年 1月31日
笹塚公園	緑区鶴が沢三丁目	図面緑 235の区域	平成26年 1月31日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第45号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成26年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区仁座町 1番の一部（詳細は、別紙のとおり）

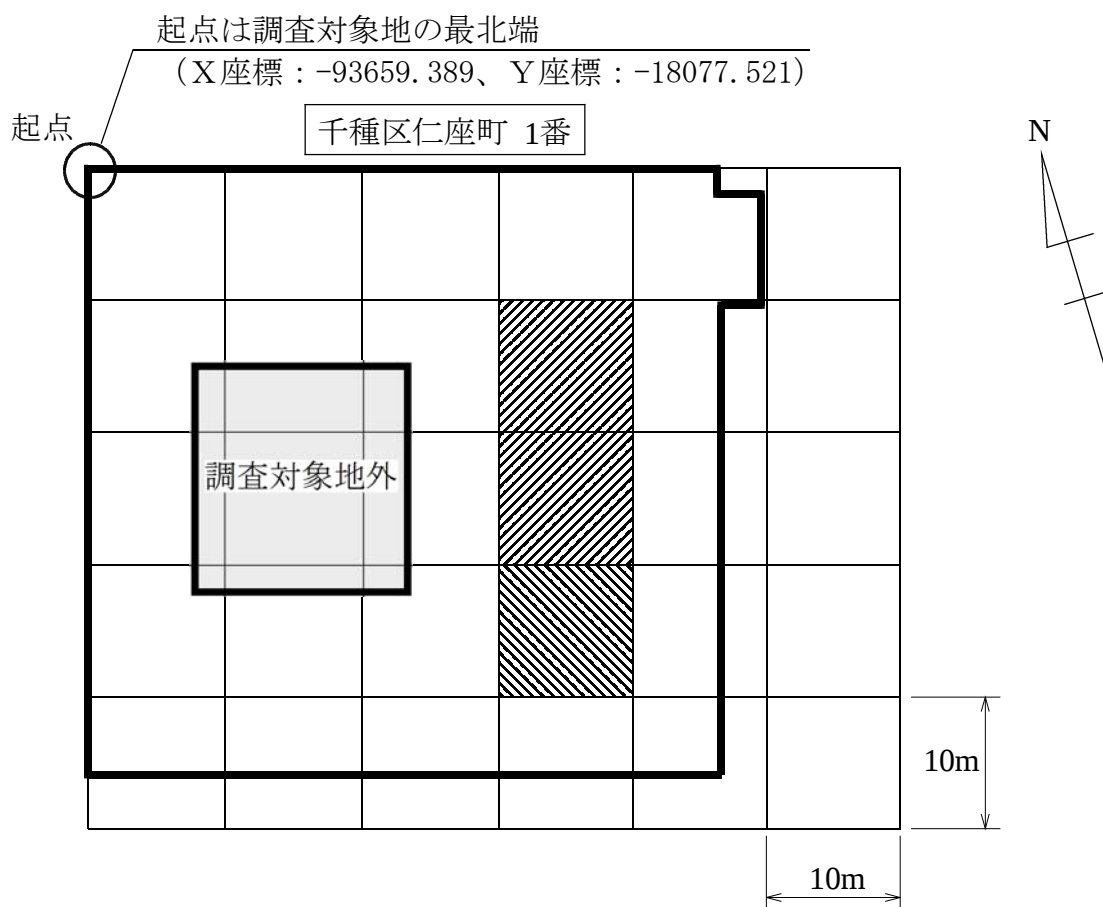
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地
-  : 措置管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))
-  : 措置管理区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第46号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成26年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

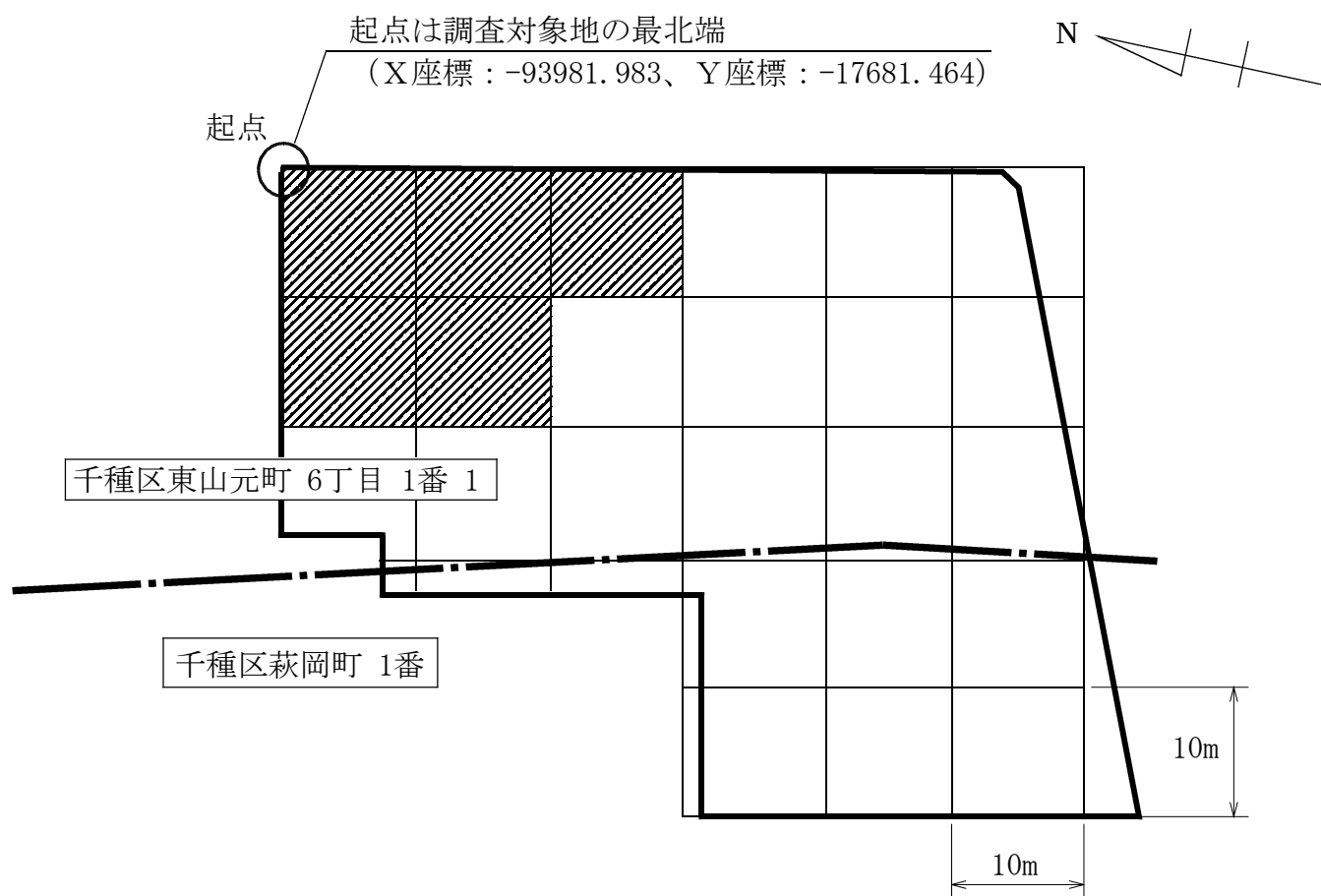
1 指定する区域

名古屋市千種区東山元町 6丁目 1番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界
- : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第47号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定及び変更し、平成26年1月31日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成26年1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	児玉町庄内公園線 支線第2号	名古屋市西区庄内通1丁目19番の1 地先から 名古屋市西区庄内通1丁目22番地先 まで	0.060	3.63	第 1 図 第 附 図

2 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	味鋤郷中線	名古屋市北区楠味鋤四丁目 902番の1地先から	前	0.018	1.70 ～ 1.88	第 2 図 第 附 図
			名古屋市北区楠味鋤四丁目 902番の1地先まで	後	0.018	2.80 ～ 2.91	

3 道路の供用開始

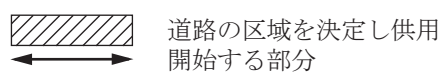
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	白菊町第 3 号線	名古屋市西区枇杷島三丁目3323番地先から 名古屋市西区枇杷島三丁目3323番地先まで	第 3 附 図
	1	戸田第42号線	名古屋市中川区戸田五丁目1 3 3番地先から 名古屋市中川区水里二丁目 1 番地先まで	第 4 附 図
	1	幸心線第 1 号	名古屋市守山区幸心二丁目1 0 1番地先から 名古屋市守山区幸心二丁目8 3 9番地先まで	第 5 附 図
県道	1	名古屋中環状線	名古屋市守山区元郷一丁目1601番地先から 名古屋市守山区元郷一丁目1601番地先まで	第 6 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例



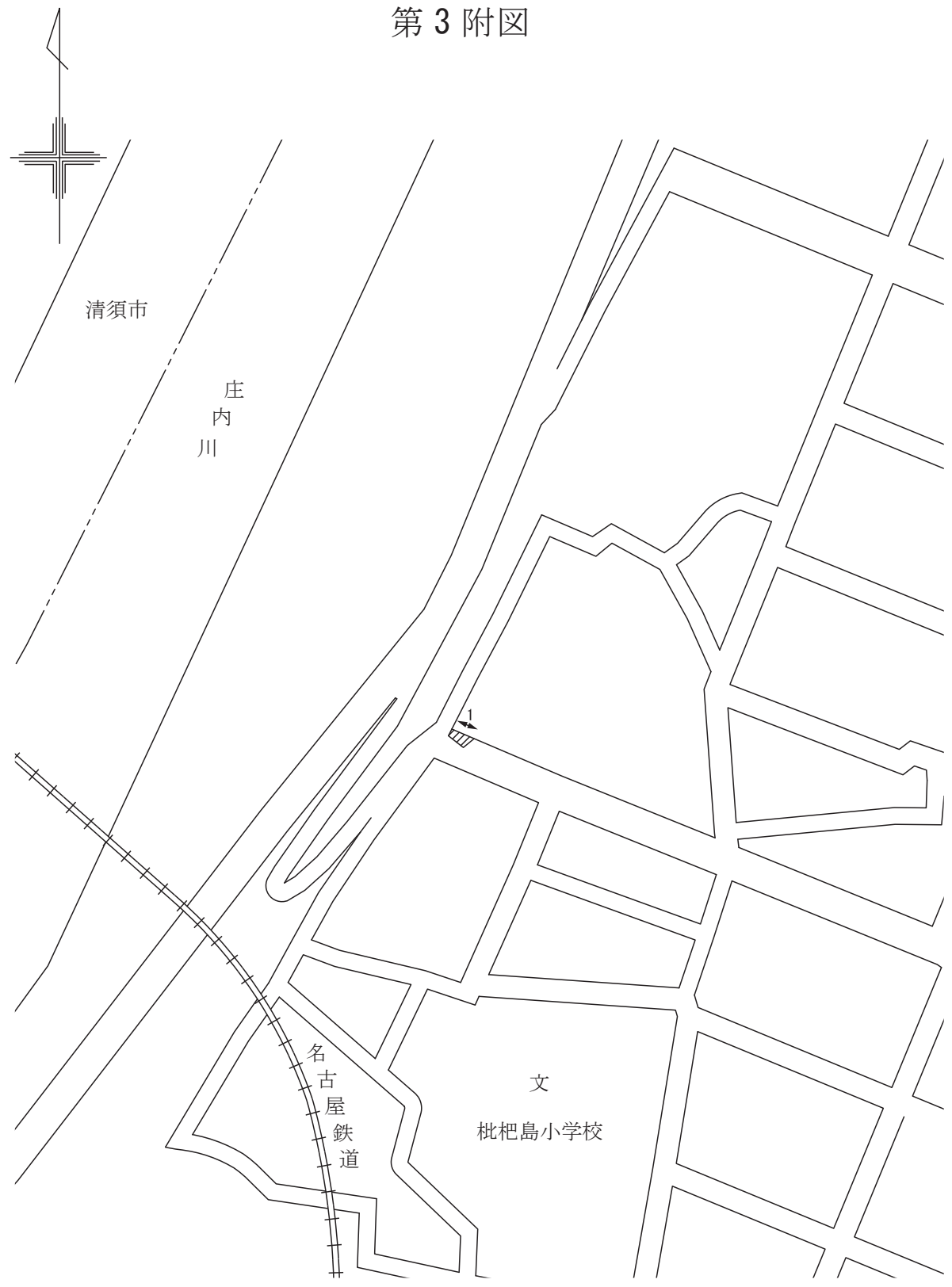
第2 附図



凡 例

-  区域変更により道路の区域
 とし供用開始する部分

第 3 附図



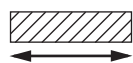
凡 例

 道路の供用を開始する部分

第 4 附図



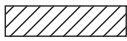
凡 例

 道路の供用を開始する部分

第 5 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分



第 6 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第48号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項で準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次のとおり公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を縦覧に供します。

平成26年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 法第13条第4項で準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農政課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市教育委員会告示第 2号

教育委員会定例会の開催について

平成26年 2月 6日午後 3時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成26年 1月31日

名古屋市教育委員会委員長 野田 敦敬

請願・陳情審査について

名古屋市社会教育委員条例の一部改正について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市名城庭球場条例の一部改正について

平成25年度補正予算について

平成26年度当初予算について

財産の取得について

指定管理者の指定について

教職員人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第 1 号

名古屋市上下水道局会計規程(平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号)
の一部を次のように改正する。

平成26年 1 月31日

名古屋市上下水道局長 小 林 寛 司

目次中「第55条」を「第54条の 2」に、

「第 7 章 固定資産

第 1 節 通則 (第129条—第132条)

第 2 節 取得 (第133条—第136条)

第 3 節 管理 (第137条—第145条)

第 4 節 処分 (第146条—第149条)

第 5 節 会計整理 (第150条—第158条)」

を

「第 7 章 固定資産

第 1 節 通則 (第129条—第132条)

第 2 節 取得 (第133条—第136条)

第 3 節 管理 (第137条—第145条)

第 4 節 処分 (第146条—第149条)

第 5 節 会計整理 (第150条—第158条)

に改める。

第 7 章の 2 引当金 (第158条の 2) 」

第 8 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第54条の 2 及び第54条の 3 を削る。

第 4 章第 3 節中第55条の前に次の 2 条を加える。

(支出負担行為書の作成)

第54条の 2 課及び公所の長は、支出負担行為により支出予算の執行額が決定

したときは、支出負担行為書その他これに準ずる書類を作成するものとする。

(振替伝票の作成)

第54条の3 課及び公所の長は、支払の事由が発生したとき、又は債務が確定したときは、振替伝票を作成しなければならない。

第129条第1項各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 機械及び装置（量水器を含む。）

オ 車両運搬具

カ 工具器具及び備品（耐用年数1年以上で、かつ、1件の取得価額が100,000円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ ダム使用权

ウ 借地権

エ 地上権

オ 庁舎使用权

カ 施設使用权

キ 特許権

ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がウからキまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ケ その他無形固定資産（ソフトウェアにおいては耐用年数1年以上で、かつ、1件の価格100,000円以上のものに限る。）

(3) 投資

- ア 投資有価証券
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ その他投資

第130条第1項中「投資」の次に「及びリース資産」を加える。

第140条中「水道事業会計等に係る工事用固定資産、量水器及び投資」を「量水器」に改める。

第141条第1項中「水道事業会計等に係る工事用固定資産、量水器及び投資」を「量水器」に改め、同条第2項中「水道事業会計等に係る工事用固定資産及び」及び「（水道事業会計等に係る工事用固定資産に係るものにあつては、資産活用課長。以下この項において同じ。）」を削る。

第150条第4号中「によって」の次に「無償で」を加える。

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第158条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第159条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第159条第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 キャッシュ・フロー計算書

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市上下水道局会計規程第8条、第129条、第130条、第158条の2及び第159条の規定は、平成26年度の予算及び決算から適用し、平成25年度の決算については、なお従前の例による。

平成26年監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第12項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年 1 月30日

名古屋市監査委員	中 田 ちづこ
同	小 林 祥 子
同	鈴 木 邦 尚
同	橋 本 博 孔

平成 25 年監査公表第 7 号関係分（平成 25 年 9 月 10 日公表）

健康福祉局・区役所・財政局

（平成 25 年 11 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	保護決定に際して金融機関等への調査を行うよう注意すべきもの 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、保護の決定又は実施のために必要がある場合には生活保護法に基づき金融機関等への調査を実施し、保護の受給にかかる審査を徹底することとされている。 この事務について調査したところ、保護決定に際し生活保護法による金融機関等への必要な調査を実施せずに、本人の申告だけで保護開始決定がされている事例が見受けられた。 適正な保護開始決定を行うに当たり、生活保護法に基づく金融機関等への調査が必要な場合には、確実に調査を実施し、保護の受給にかかる審査を徹底するよう注意されたい。 （西区山田支所区民福祉課、瑞穂区民生子ども課）	当該被保護世帯における金融機関等への調査については、速やかに実施しました。 今後は保護の決定にあたり、本人の申告だけでなく生活保護法に基づく金融機関等への調査が必要な場合には、確実に調査を実施し、保護の受給にかかる審査の漏れがないよう職員全員に周知徹底しました。 （西区山田支所区民福祉課） ただちに生活保護法に基づく金融機関等への調査を行い、被保護世帯の申立どおりとの回答を得ています。その後は、必要な場合には生活保護法に基づく金融機関等への調査を行うように努めています。 （瑞穂区民生子ども課）	措置済
1(2)	精神障害者保健福祉手帳を保有する被保護者についての障害者加算に係る障害の程度の判定について注意すべきもの 「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示）により、生活保護法による生活扶助につき、条件を満たした障害者についてはその障害の程度に応じて障害者加算を行うこととされている。また、加算の具体的な認定方法については「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年厚生省社会局長通知）等に定められている。 これらの告示及び通知によれば、障	誤って行っていた障害者加算については、速やかに停止処理を行うとともに、平成 25 年 7 月 11 日付で生活保護法第 63 条による返還を決定し、保護費の算定修正を行いました。返還を決定した額については、分割での返還を予定しております。 なお、障害者加算の認定については、平成 25 年 8 月 12 日付で障害基礎年金の裁定申請が行われた結果、それに基づいて障害者加算を認定しました。 今後、障害者加算の認定を行う際には、確実に障害基礎年金の受給権を確認し、適切な認定を行うよう職員全員	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	害者加算に係る障害の程度の判定は、精神障害者の場合、原則として障害基礎年金に係る国民年金証書に基づいて行うこととされている。ただし、例外として、障害基礎年金を受給していない場合であっても、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を保有している被保護者について、障害基礎年金の受給権に応じて一定の条件を満たす場合には、手帳に基づいて判定を行うことができるとされている。障害者加算に係る障害の程度の判定は、本市においては、具体的には次表のとおりに行われている。（表省略） 西区山田支所区民福祉課においてこの事務を調査したところ、障害基礎年金を受給していないが、手帳を保有している被保護者について、障害基礎年金の受給権を確認することなく手帳に基づいて障害者加算を行っている事例が見受けられた。 また、後日、西区山田支所区民福祉課において障害基礎年金の受給権を調査した結果、当該被保護者には受給権があることが分かったが、当該被保護者はいまだ障害基礎年金の裁定申請を行ってはいなかったため、裁定申請が行われるまでは手帳に基づいて障害者加算を行うべきではなかったことが判明した。 誤って行っていた障害者加算について、速やかに保護費の算定の修正を行うとともに、手帳を保有する被保護者について障害者加算に係る障害の程度の判定を行う際には、確実に障害基礎年金の受給権を確認し、適切に障害者加算を認定するよう注意されたい。（西区山田支所区民福祉課）	に周知徹底いたしました。 （西区山田支所区民福祉課）	
1(3)	被保護者の収入の認定を適切に行うよう注意すべきもの 被保護者に収入があった場合は、保護の基準となる金額から、被保護者の収入に応じて一定の金額を差し引いた	被保護者が未申告であった国民健康保険料の還付金の収入 12,840 円については、速やかに本人への説明を行い、平成 25 年 5 月 1 日付で収入として認定し、過払いとなった分について	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	金額が、生活保護により支給すべき金額となる。 この事務について調査したところ、被保護者から提出された通帳の写しに、被保護者が未申告であった国民健康保険料の還付金の収入 12,840 円が記載されていたにもかかわらず、確認が徹底されなかったことにより、支給した保護費に過払いが生じている事例が見受けられた。 過払いとなった保護費について返還を求めるとともに、適切に被保護者の収入の認定を行うよう注意されたい。 （西区山田支所区民福祉課）	は 6 月及び 7 月分の保護費から差し引いて保護費を支給しました。 今後は調査・確認を厳密に実施し、適切な被保護者の収入の認定を行うよう徹底いたします。 （西区山田支所区民福祉課）	
1(4)	入院時の住宅扶助の支給について注意すべきもの 「生活保護法による保護の実施要領について」によれば、単身者が医療機関等に入院・入所している間も住宅費が必要な場合は、原則として入院・入所後 6 箇月を限度として住宅扶助を支給してよいとされており、特段の理由がある場合はさらに 3 箇月を限度として引き続き住宅扶助を支給してよいとされている。 この事務について調査したところ、次のような事例が見受けられた。 ア 入院を続けている単身の被保護者について、入院してからも住宅扶助を特段の理由なく 6 箇月以上続けて支給していたもの （過払いとなった保護費 716,000 円） （西区山田支所区民福祉課） イ 施設に入所している単身の被保護者について、住宅扶助の支給誤りが判明し支給を停止したが、その過払いとなった保護費について返還手続がされていなかったもの （過払いとなった保護費 57,600 円） （緑区民生子ども課） 過払いとなった保護費について返還を求めるとともに、被保護者が医療機関等に入院・入所する際の住宅扶助の	ア 過払いとなった保護費 716,000 円については、生活保護法第 63 条により返還を求める手続きを行いました。その後平成 25 年 5 月 25 日に本人死亡のため、返還を決定した額については現在相続人への返還に切り替え請求を行っているところです。 また他の長期入院患者についても住宅費の必要性の有無を確認し再発防止を図りました。 今後、入院を続けている単身の被保護者については、入院してから 6 箇月の時点で今後も引き続き住宅扶助を支給すべき特段の理由があるかどうかについて判断をするよう、係会議を通じて職員全員に周知徹底しました。 （西区山田支所区民福祉課） イ 平成 25 年 6 月 26 日に生活保護法第 63 条による返還決定を行い、履行延期により分割納付の決定を行いました。 分割内訳 平成 25 年 9 月～平成 30 年 5 月 1,000 円/月 平成 30 年 6 月 600 円/月 （緑区民生子ども課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	支給について適切に行うよう注意されたい。		
1(5)	入院患者の日用品費の支給について注意すべきもの 生活保護受給中の者が医療機関等に入院する場合には、主に日用品費の支給（生活扶助）及び医療費の現物支給（医療扶助）を行っている。 国からの通知等をより具体化した本市の生活保護問答集によれば、医療機関等に入院・入所中の単身の被保護者について、金銭管理能力がないため医療機関の長等に金銭管理を委ねている場合は日用品費累積金の確認を年 1 回以上行うこととされており、そこで確認した日用品費累積金額に応じて、所要の措置を講じることとされている。 この事務を調査したところ、入院患者の日用品費の支給について、多額の累積金があるにもかかわらず日用品費の支給が停止されていない等、日用品費累積金額に応じた措置が適切に行われていない事例が見受けられた。 本市の生活保護問答集に従い、入院患者の日用品費の支給を適切に行うよう注意されたい。 （西区山田支所区民福祉課、瑞穂区、中川区民生子ども課）	日用品費については平成 25 年 9 月 6 日に病院を訪問し、累積金の残高を確認した結果、基準額 15 万円を超えていたので平成 25 年 10 月 1 日付で支給停止しました。 また職員に対しても日用品支給停止に係る基準額の確認を周知徹底しました。今後は、医療機関等に入院・入所中の単身の被保護者について、金銭管理能力がないため医療機関の長等に金銭管理を委ねている場合は、日用品費累積金の確認を年 1 回以上行い、多額の累積金がある場合は、日用品費の支給を停止するよう徹底いたします。 （西区山田支所区民福祉課） ただちに指摘のあった 2 件の被保護世帯については病院に日用品費累積金額を確認し、ともに 15 万円以上であったため日用品費の支給を停止しました。 以後は病院訪問の際に必ず日用品費累積金額を確認し、その金額に応じて所要の措置を行うように努めています。 （瑞穂区民生子ども課） 今回、本来障害者加算のみ停止すべきところを日用品費及び障害者加算の双方を停止していたことに伴い、累積金が少なくなり、平成 25 年 4 月 1 日に入院先の病院から日用品費及び障害者加算の再開の依頼がありました。このため、平成 25 年 4 月分から障害者加算と入院日用品費両方の計上を再開しました。今後、再度累積金が 15 万円を超えた際は、本市の生活保護問答集の取扱いに従い、障害者加算の停止、30 万円を超えた場合は、入院日用品費の停止を行います。 （中川区民生子ども課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(6)	葬祭扶助の支給手続を速やかに行うよう注意すべきもの 被保護者が死亡した場合、保護の実施機関は、葬儀を行うために必要な費用について葬祭扶助を行うことができる。 葬祭扶助の支給事務について調査したところ、支給事務が特段の理由なく長期間行われていなかった事例が見受けられた（中川区富田支所区民福祉課 148,340 円、南区民生子ども課 142,651 円）。 葬祭扶助の支給手続を速やかに進め、支給漏れや支給遅れが発生しないよう注意されたい。 （中川区富田支所区民福祉課、南区民生子ども課）	当該葬祭扶助については、平成 25 年 7 月 10 日に債権者あて支払いを実施しました。今後は支給遅れが発生しないよう努めていきたいと考えます。 （中川区富田支所区民福祉課） ご指摘の事例については、平成 25 年 7 月 13 日付で支払いの手続きを済ませました。 葬祭扶助については、7 月の保護係職員会議にて、適用の際は支給手続きを速やかに行うよう周知しました。 また、死亡による保護廃止決裁が回ってきた段階で、査察指導員（係長または主査）は、葬祭扶助適用の有無を確認し、適用の際には、担当員に対し速やかに行うよう指導することとし、その後の処理の進捗管理もすることとしました。 （南区民生子ども課）	措置済
1(7)	遺留金品の処理経過を正確に把握するため、遺留金品整理簿を適切に作成・記載するよう注意すべきもの 被保護者が死亡し、葬祭扶助を行う場合の遺留金品の取扱いについては、生活保護法に定めるものの他は、本市の「生活保護法第 76 条による遺留金品取扱規程」（以下「遺留金品取扱規程」という。）によるものと定められている。遺留金品取扱規程において、遺留金品の処分を行う場合は、現金及び物品の保管や廃棄状況等を適切に把握するため、死亡した被保護者ごとに、遺留金品整理簿（以下「整理簿」という。）を作成し、処理経過を記載することとされている。 遺留金品の取扱いについて確認したところ、整理簿が適切に作成・記載されていない事例が見受けられた。 ア 一部の者について、整理簿が作成されていないもの （緑区徳重支所区民福祉課、天白区民生子ども課）	ア ご指摘の件につきましては、遺留金品整理簿を作成しました。 （緑区徳重支所区民福祉課） 遺留金品整理簿の作成がされていないとの指摘のあった 2 件については、遺留金整理簿を作成しました。 また今後、不適切な事務処理が発生しないよう関係職員に対して、遺留金品取扱規程に関する研修を実施しました。（天白区民生子ども課） イ・ウ 遺留金品整理簿については、被保護者死亡後に遺留金品が発生した際は速やかに作成するよう、7 月の保護係職員会議にて改めて周知しました。 また、死亡による保護廃止の決裁が回ってきたときに、遺留金品があった場合は整理簿が作成されているかどうか査察指導員が確認するようにしました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	イ 一定期間経過後に整理簿が作成されていたもの （南区民生子ども課） ウ 処理の経過の整理簿への記載が十分でないもの （南区民生子ども課） 遺留金品の保管や廃棄状況等の処理経過を正確に把握するため、遺留金品取扱規程に従い、整理簿を適切に作成・記載するよう注意されたい。	遺留金品整理簿が作成された後は、民生子ども係の経理担当が処理状況を随時確認し、記載の十分でないものに対しては、担当員に適宜指示するように改めました。 （南区民生子ども課）	
1(8)	生活保護費等預り金を速やかに処理するよう注意すべきもの 区役所及び支所では、市への返納金（生活保護法に定める返還金等）を自ら納めることができない等のやむを得ない事情があるときは、その返納手続が完了するまでの間、被保護者等から一時的に金銭（生活保護を受給する前に加入していた生命保険の解約返戻金等）を預かる場合がある。その事務は本市の「生活保護費等預り金管理規程」に定められており、その規程によれば、事務取扱者は預り金を保管してから、概ね 1 週間以内に諸規定に基づく返納手続を完了することとなっている。 この事務について調査をしたところ、返納手続がされないまま預り金 874,560 円を 1 年近く金庫に保管していた事例が見受けられた。 預り金を長期間保管しておくことは業務上のリスクもあり望ましくないため、被保護者等から金銭を預かった際には速やかに返納手続を行うよう注意されたい。（西区民生子ども課）	今回のご指摘の件につきましては、直ちに処理を完了しました。 今後は、預かり金管理台帳の査閲を徹底し、未処理の者については速やかに処理を行うよう各担当に指示しました。また、直ちに処理できない事情がある者については、処理できない理由と処理を終えられる概ねの時期を台帳に補記することとしました。 （西区民生子ども課）	措置済
1(9)	前渡金の管理について注意すべきもの 南区民生子ども課においては、住居のない者が緊急宿泊施設等へ移動するための交通費について資金前渡を受けている。 この前渡金の管理状況について聞取	会計規則に従い、出納の都度、前渡金出納簿に登載するよう改めました。 前渡金の保管場所については、開庁時間内においては頻繁に出納することがあるため、担当の事務機の施錠できる場所に保管し、閉庁時間には民生子	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	りを行ったところ、独自の管理簿において日々の出納の管理を行っており、前渡金出納簿への登載は出納の都度ではなく概ね月に1度まとめて行っているとのことであった。また、この前渡金の保管場所を確認したところ、一部が現金で職員の机の上の施錠できないレターケース内に保管されていた。 前渡金を施錠できない場所で保管することは、現金の盗難、紛失等のリスクを非常に高めることとなる。本市の会計規則等に従い、前渡金は出納の都度前渡金出納簿に登載を行い、金庫等の施錠できる場所に確実に保管するなど、公金としてあるべき適正な管理を徹底するよう注意されたい。 （南区民生子ども課）	ども係横の備付金庫に保管することとしました。 （南区民生子ども課）	
1(10)	生活保護に係る公金外現金の管理について注意及び検討すべきもの 区役所及び支所では従前より、生活保護の申請者が保護費支給までの間の当面の生活に困窮している場合などに、一時的な対応として、区社会福祉協議会からの資金提供を受けて、小額の生活費の貸付など（中区においては住居のない者に支給を行う場合もある）の生活保護法によらない援助（以下「法外援護」という。）を行っているが、一部の区においては事務の取扱いに関する要綱が明文化されていない状況である。 この実態について調査したところ、南区民生子ども課においては、担当主事1名のみが法外援護資金の管理を出納簿により行っており、資金の一部を、担当者の机の上にある施錠できないレターケース内で保管していた。 法外援護資金については、公金外の現金ではあるものの、その性質上、公金に準じて適正に管理すべきものと考えられる。 南区民生子ども課においては、法外援護資金を金庫等施錠できる場所に厳	法外援護資金については、原則として銀行口座に入れるようにしました。ただし、開庁時間内においては頻繁に出納があるため、一定金額のみ担当の事務機の施錠できる場所に保管し、閉庁時間においては民生子ども係横の備付金庫に保管することとしました。 出納簿への記載は、出納の都度行い、月末締めで課長、査察指導員が現金と出納簿を照合の上、決裁を取るよう改めました。（南区民生子ども課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	重に保管し、出納簿の残高と現在金の照合を複数の職員で行うなど、法外援護資金を適正に管理するよう注意されたい。 （南区民生子ども課） また、保護課においては、法外援護資金について、生活保護法で対応できないものを補完する重要なものと認識しているとのことであり、社会福祉協議会や区役所等と調整を行い、事務の取扱いを明確にし、その管理の適正化を図るための方策について検討されたい。 （保護課）		
1(11)	植田寮における入寮者からの預り金の管理方法について注意すべきもの 植田寮救護施設では、障害等があり金銭管理が困難な者が入寮することがあるため、本市の植田寮救護施設利用者預り金管理規程（以下「預り金管理規程」という。）に基づき、一部の入寮者の現金や通帳を預かり、職員が管理を行うこととなっている。預り金管理規程では、出納があった場合には預り金等個人台帳に記載することとされている。 入寮者から預かった現金や通帳の管理状況を調査したところ、通帳を持っている入寮者の出納については台帳により管理をしていたが、通帳をもっておらず現金を預かっている入寮者の出納については台帳が作成されていなかった。 金銭管理をより適正に行うため、現金で預かった場合にも台帳を作成するよう注意されたい。 （植田寮）	植田寮救護施設における入寮者からの預り金については、指摘事項に従い、通帳をもっておらず現金を預っている入寮者について平成 25 年 7 月より個人台帳を作成し、その出納の管理ができるように改善しました。 （植田寮）	措置済
2(1)	国民健康保険料の納付誓約書を徴取した際、適切な事務処理を行うよう注意すべきもの 本市では、国民健康保険料の納付について、分割納付等の約束を被保険者で行った際は納付誓約書を徴取しており、その結果、滞納保険料について	納付誓約書を徴取した際には、速やかにパソコン端末により納付誓約の入力処理を行い、適切に処理するよう朝礼や係会で職員への周知徹底を行いました。 （東区、西区、天白区保険年金課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定により時効の中断が生じることとなる。また、本市の国民健康保険オンラインシステム（以下「国保システム」という。）の端末機操作マニュアルによれば、納付誓約書を徴取した際には、速やかに納付誓約の入力処理を行うこととされている。なお、当該作業で入力した納付誓約日が国保システム上の時効中断の起算点として登録されることとなる。 東区、西区及び天白区保険年金課において、この事務について調査したところ、納付誓約書を徴取した際の国保システムへの入力処理が漏れている事例が見受けられた。 国保システムへの入力処理が漏れることにより、本来の時効成立日前に時効が完成したものとして不納欠損処理が行われてしまう恐れがあることから、納付誓約書を徴取した際には、適切な事務処理を行うよう注意されたい。 （東区、西区、天白区保険年金課）		
2(2)	国民健康保険における不正不当利得返還金の徴収事務について、手引きに従い適切に行うよう注意すべきもの 受診の事実がない診療報酬を請求するなどの不正行為によって給付を受けていることが判明した負担額（不正利得）、または医療機関から請求のあった診療報酬で、被保険者の資格喪失後の受診などによるものと判明した負担額（不当利得）については、負担額を確定した上で調定し、期限を定めて対象者に対し納入の通知を行うこととされている。 不正不当利得返還金の徴収事務について、本市の「給付事務の手引き 不正・不当利得」（以下「手引き」という。）によると、納入通知書の納期限については納入通知日から 2 週間経過した最初の月末とすることとされてお	ア 健康福祉局が定めた「給付の手引き 不正・不当利得」に基づき、係会で職員への周知徹底を行い、7 月請求分から適切に徴収事務を行っています。（南区保険年金課） イ 「給付の手引き 不正・不当利得」を回覧し職員への周知徹底を行い、6 月納期限納入通知書分から適切に徴収事務を行っています。（瑞穂区保険年金課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	り、納期限までに納付のないものについては、翌月に督促状を送付することとされている。 この事務について調査したところ、以下の事例が多数見受けられた。 ア 納入通知書の納期限を納入通知日から1箇月後としていたもの （南区保険年金課） イ 督促状を納入通知書の納期限の翌々月に送付していたもの （瑞穂区保険年金課） 国民健康保険における不正不当利得返還金の徴収事務については、市民の公平性の観点から統一的な取扱いがなされるべきものであることから、手引きに従い適切に行うよう注意されたい。		
2(3)	医療費の払戻し事務について、注意及び検討すべきもの 本市では市内に住所を有する医療保険の加入者で、一定の要件を満たす方に対して、障害者医療証等を交付しており、愛知県内の病院で健康保険証とともに提示することにより、保険診療の対象となる医療費の一部を助成している。 その際、県外での受診などやむを得ない理由により病院の窓口で本来助成されるべき医療費を支払ったときは、後日、区役所及び支所にて手続を行うことで払戻しを受けることができる。区保険年金課、支所区民福祉課においては、提出された領収書等に基づき払戻し額を算定し支給を行っている。 今回、中区保険年金課、緑区徳重支所区民福祉課の医療費の払戻し事務について、抽出して調査したところ、医療費の払戻し額を誤っている事例が見受けられた。 医療費の払戻しを行う際は、算定する職員はもちろんのこと、その他の職員による確認も併せて行い、適切な算定が行われるよう注意されたい。	（監査期間中に措置済） （中区保険年金課、 緑区徳重支所区民福祉課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	なお、算定誤りにより過不足となった払戻し額については、後日対応がなされた。 （中区保険年金課、 緑区徳重支所区民福祉課） また、今回の事例については、いずれも申請書の余白を使って算定を行っており、そのことが算定誤りの生じた原因の一つとも考えられることから、医療福祉課においては、申請書等に算定欄を設けるなど、支給金額の算定・確認・点検が行えるよう事務処理の徹底を図り、算定誤りを防ぐ方策について検討されたい。（医療福祉課）		
2(4)	国民健康保険に係る継続前渡金の限度月額について注意及び検討すべきもの 本市の会計規則では、資金前渡できる経費のうち、一定期間にわたり継続して行う事業に要する特定の経費については、必要であれば毎月その所要額を前渡し、事業完了に至るまで毎月の交付資金を事業経費に充てることを認めている（以下「継続前渡」という。）。 国民健康保険に係る事務では、諸給付金や過誤納となった保険料の還付金に係る経費などについて継続前渡による支出が認められており、請求者の利便を図るために、あらかじめ各区役所で決裁を経て使用限度月額を設定し、継続前渡金を受領している場合がある。 各区役所及び支所の国民健康保険の給付及び還付に係る継続前渡金の限度月額及び使用状況等を調査したところ、以下の表のとおり東区、西区、瑞穂区、緑区、天白区保険年金課では、一部の継続前渡金において、過去３年間で最も多く継続前渡金を使用した月であっても、設定した限度月額の半分を下回る金額しか使用していない実態が見受けられた。（表省略） また、各区役所及び支所の国民健康	今後、継続前渡金の限度月額の設定にあたり決裁を行う際は、積算根拠や過去の使用実績等を明確に示し適正な額の前渡金を受けることとしました。 （東区、西区、南区、緑区 保険年金課） また、過去の使用実態に即して減額してきましたが、より実態に即した金額となるよう見直しについて検討を行い、限度月額の引き下げを来年度より実施します。 （東区、西区、瑞穂区、緑区、天白区 保険年金課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	保険に係る各継続前渡金の限度月額の設定を行った際の決裁文書を確認したところ、過去の使用実績等を把握し参考にしたとのことであったが、東区、西区、南区、緑区保険年金課においては、決裁文書に積算根拠や過去の使用実績等について特段、明示されていない事例が見受けられた。 継続前渡は、毎月所要額を勘案し限度月額を設定するものであり、過去の使用実績等から、限度月額の必要性・妥当性について判断すべきものである。 東区、西区、南区、緑区保険年金課においては、継続前渡金の限度月額の設定に当たり決裁を行う際は、積算根拠や過去の使用実績等を明確に示すよう注意されたい。 （東区、西区、南区、緑区保険年金課） また、使用実態に対し必要以上の現金預金を保管することは、事務誤り・紛失・盗難などのリスクも高まるため、望ましくない。 過去の使用実態が、限度月額の半分を下回る東区、西区、瑞穂区、緑区、天白区保険年金課については、限度月額をより実態に即した金額となるよう見直しについて検討されたい。 （東区、西区、瑞穂区、緑区、天白区保険年金課）		
2(5)	郵便切手の管理について、適正な保有残高となるよう注意すべきもの 東区保険年金課において、郵便切手の管理について調査したところ、福祉医療事務などに使用する郵便切手を年間使用数量に比べ 8 倍以上保管している事例などが見受けられた。 郵便切手の管理については、年間使用数量に比べ過大に保管している場合は保管転換を行うなど、適正な保有残高となるよう注意されたい。 （東区保険年金課）	保管転換を行い、適切な保有残高となりました。 （東区保険年金課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(6)	国民健康保険料過誤納金の還付通知書を発送する際に、適切な決裁を受けるよう注意すべきもの 行政文書の決裁の手続きについては、本市の情報あんしん条例施行規程で定められており、紙決裁を行う場合は、起案文書の所定の欄に押印又は署名をすることにより承認することとされている。 緑区及び天白区保険年金課において調査したところ、以下の事例が多数見受けられた。 ア 国民健康保険料過誤納金還付（充当）決裁書において、起案者、承認者、決裁者いずれの押印もなく、対象者に還付通知書を送付していたもの （天白区保険年金課） イ 国民健康保険給付費返還金の収納事務において、決裁を受けることなく督促状や催告書の発送を行っていたもの （緑区、天白区保険年金課） 国民健康保険料過誤納金の還付通知書を発送する際には、適切な決裁を受けるよう注意されたい。	ア・イ 国民健康保険料過誤納金還付（充当）決裁書、国民健康保険給付費返還金の督促状や催告書の発送において、適切な決裁を受けるように改めました。 （天白区保険年金課） イ 決裁手続きを遵守するよう係会で職員への周知徹底を行い、現在は改善しております。 （緑区保険年金課）	措置済
3(1) 前段	中央看護専門学校授業料等の免除事務について注意及び検討すべきもの 中央看護専門学校では、名古屋市立中央看護専門学校条例及び名古屋市立中央看護専門学校規則（以下「条例等」という。）に基づき、授業料を前期、後期の2学期に分けて徴収しており、授業料については、世帯の収入等に応じて、申請により授業料の全額若しくは一部を免除できる制度が設けられている。 「市立中央看護専門学校における授業料免除取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）によると、免除の申請は各学期の授業料の納期限15日前までに市長に申請をしなければならない	授業料の免除については、平成25年度後期分について、生徒に対する周知期間を十分にもたせ、取扱要綱で定めた期限内に申請を受付いたしました。 （中央看護専門学校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	とされている。 中央看護専門学校における授業料の免除事務について調査したところ、平成 24 年度後期授業料の免除の申請が、取扱要綱で定めた申請期限を越えて行われている事例が多数見受けられた。 授業料の免除に当たっては、申請期限内に申請が行われるよう生徒へ十分に周知し、免除の申請が取扱要綱に従い適切に行われるよう注意されたい。 （中央看護専門学校）		
3(2) ア	資金前渡による支出事務を適正に行うよう注意すべきもの 本市の会計規則等によれば、前渡金受領者は、前渡金の交付を受けたときは、前渡金出納簿に登載するとともに、支払った都度、前渡金出納簿へ登載し、差引保管高とともにその経費を明らかにしておかなければならないと定められている。また、前渡金出納簿は予算科目別に口座を設け、別に総括を附することとされている。 さらに、これら前渡金出納簿については、毎月 1 回以上、総括は予算主管課の長が確認を行い、予算科目別の口座については前渡金受領者が確認を行わなければならないこととされている。 各保健所においては、多額の前渡金を取り扱っており、出納が頻繁にあるため、その管理については手間と時間がかかるが、それゆえ紛失等のリスクは高いものとなっている。 今回の監査において、各保健所で以下のような事例が見受けられたため、会計規則等に従って、資金前渡による支出事務を適正に行うよう注意されたい。 (ア) 出納の都度、前渡金出納簿への登載がされていないもの （東、中、瑞穂、南保健所） (イ) 一部の予算科目別の前渡金出納	(ア) 出納簿への登載をまとめてすることなく、出納の都度登載することとしました。 （東保健所） 会計規則に基づき、出納の都度前渡金出納簿に登載するよう改善を図りました。 （中保健所） 出納の都度、前渡金出納簿に記載するよう改めました。 （瑞穂保健所） 出納の都度、前渡金出納簿に記載することとしました。（南保健所） (イ) 予算科目別の前渡金出納簿が作成されていないものについて作成し、今後の発生分についても適正に作成するよう改めました。（緑保健所） (ウ) 予算科目別前渡金出納簿について前渡金受領者である次長が確認するよう改めました。（東保健所） 予算科目別前渡金出納簿について前渡金受領者が確認を行うよう改めました。 （南保健所） (エ) 毎月複数人で前渡金出納簿と保管されている現金と通帳の残高を確認して、適正に査閲を受けるよう改め	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	簿が作成されていないもの （緑保健所） (ウ) 予算科目別前渡金出納簿について前渡金受領者の確認がされていないもの （東、南保健所） (エ) 査閲が適正にできていなかったことにより、過去にさかのぼって前渡金出納簿が修正されているもの （南、天白保健所）	ました。 （南保健所） 毎月月末に前渡金出納簿と保管されている現金と通帳の残高を確認して、前渡金受領者である次長の照合を受け、適切に査閲を受けるよう改めました。 （天白保健所）	
3(2) イ	学区保健委員会活動助成金の交付決定について、決定通知書を申請者あてに適切に送付するよう注意すべきもの 保健所では学区保健委員会の活動を助成するため、本市の保健委員規則、保健委員事務取扱要領並びに学区保健委員会活動助成金交付要領に基づいて学区保健委員会活動助成金（以下「助成金」という。）を交付している。 瑞穂保健所において助成金交付事務について調査したところ、平成 24 年度の助成金について交付決定をしているものの、決定通知書が全ての学区保健委員会あてに特段の理由なく送付されておらず、市長印が押印された状態で保存されていた。 決定通知書は、助成金を交付決定したことを、交付決定の際に付された条件を記して申請者に通知するためのものであり、申請者に確実に届ける必要がある。 瑞穂保健所においては、助成金の交付決定の際には、決定通知書を申請者あてに適切に送付するよう注意されたい。 （瑞穂保健所）	助成金の交付決定の際に速やかに決定通知書を申請者に送付するよう改めました。 （瑞穂保健所）	措置済
3(3) ア	契約を締結する際により競争性の高い方法となるよう注意すべきもの 厚生院、衛生研究所において契約事務について調査したところ、以下のように個別に同一業者と随意契約を行っている事例について、一括して契約することでより競争性の高い契約方法が	(イ) 平成 25 年度分の同種の契約（指摘されている契約は隔年で実施しており次回は 26 年度ですが、25 年度においても同種の機器で同様な契約を行っています）におきまして、委託と修繕を一括して競争入札（25 年 10 月 30 日財政局工事契約課による	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																								
	可能と思われる事例が見受けられた。 契約を締結する際は、経済性、効率性の観点から、より競争性の高い方法で契約するよう注意されたい。 （ア）同一の業務について、時期をずらして個別に同一業者と随意契約を行っていたもの（厚生院） <table><tr><th>件名</th><th>契約金額</th><th>契約年月日</th></tr><tr><td>特 養 居 室・付 属 病院病室等のカーテンのクリーニング業務</td><td>998,419 円</td><td>平成 24 年 6 月 26 日</td></tr><tr><td>特 養 居 室・付 属 病院病室等のカーテンのクリーニング業務</td><td>999,459 円</td><td>平成 25 年 2 月 1 日</td></tr><tr><td>計</td><td>1,997,878 円</td><td></td></tr></table> （イ）同種の業務について、同時期に個別に同一業者と随意契約を行っていたもの（衛生研究所） <table><tr><th>件名</th><th>契約金額</th><th>契約年月日</th></tr><tr><td>動物飼育室安全キャビネットの修繕</td><td>289,800 円</td><td>平成 24 年 11 月 6 日</td></tr><tr><td>地下ウイルス検査室安全キャビネットの修繕</td><td>546,000 円</td><td>平成 24 年 11 月 6 日</td></tr><tr><td>5 階第 2 無菌室安全キャビネットの修繕</td><td>382,200 円</td><td>平成 24 年 11 月 6 日</td></tr></table>	件名	契約金額	契約年月日	特 養 居 室・付 属 病院病室等のカーテンのクリーニング業務	998,419 円	平成 24 年 6 月 26 日	特 養 居 室・付 属 病院病室等のカーテンのクリーニング業務	999,459 円	平成 25 年 2 月 1 日	計	1,997,878 円		件名	契約金額	契約年月日	動物飼育室安全キャビネットの修繕	289,800 円	平成 24 年 11 月 6 日	地下ウイルス検査室安全キャビネットの修繕	546,000 円	平成 24 年 11 月 6 日	5 階第 2 無菌室安全キャビネットの修繕	382,200 円	平成 24 年 11 月 6 日	一般競争入札）に付し契約を行いました。26 年度分も同様に行う予定です。 （衛生研究所）	
件名	契約金額	契約年月日																									
特 養 居 室・付 属 病院病室等のカーテンのクリーニング業務	998,419 円	平成 24 年 6 月 26 日																									
特 養 居 室・付 属 病院病室等のカーテンのクリーニング業務	999,459 円	平成 25 年 2 月 1 日																									
計	1,997,878 円																										
件名	契約金額	契約年月日																									
動物飼育室安全キャビネットの修繕	289,800 円	平成 24 年 11 月 6 日																									
地下ウイルス検査室安全キャビネットの修繕	546,000 円	平成 24 年 11 月 6 日																									
5 階第 2 無菌室安全キャビネットの修繕	382,200 円	平成 24 年 11 月 6 日																									

番号	指摘事項（監査結果）			措置状況	備考												
	安全キャビネット 点検検査委託	992,250 円	平成 24 年 11 月 6 日														
	計	2,210,250 円															
3(3) イ	物品を調達する際により競争性の高い方法で調達を行うよう注意すべきもの 八事霊園・斎場管理事務所及び衛生研究所において物品調達事務について調査したところ、年間を通じて一定の需要が見込める薬品等について、同一の業者から、その都度随意契約により、調達を行っている以下の事例が見受けられた。 （事例） <table><tr><th>所管</th><th>件名</th><th>年間 購入額（24 年度）</th><th>購入 頻度</th></tr><tr><td>八事霊園・斎場管理事務所</td><td>火葬業務用 顆粒消石灰</td><td>1,008,000 円 （252,000 円 ×4 回）</td><td>およそ 3 月ごと</td></tr><tr><td>衛生研究所</td><td>放射線検査用 消耗品 （液体窒素）</td><td>1,211,280 円 （94,080 円 ×5 回） （105,840 円 ×7 回）</td><td>毎月</td></tr></table> 年間を通じて一定の需要が見込める薬品等については、一括して調達することにより、スケールメリットを働かせることが可能である。 調達を行う際は、経済性、効率性の観点から、より競争性の高い方法で調達を行うよう注意されたい。 （八事霊園・斎場管理事務所、衛生研究所）			所管	件名	年間 購入額（24 年度）	購入 頻度	八事霊園・斎場管理事務所	火葬業務用 顆粒消石灰	1,008,000 円 （252,000 円 ×4 回）	およそ 3 月ごと	衛生研究所	放射線検査用 消耗品 （液体窒素）	1,211,280 円 （94,080 円 ×5 回） （105,840 円 ×7 回）	毎月	平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月分の液体窒素の購入について、一括調達とし見積合せを行い、25 年 10 月 1 日に契約を締結しました。 購入物品の価格の流動性を考慮して、26 年度以後も 6 ヶ月ごとの一括調達を行う予定です。（衛生研究所）	措置済
所管	件名	年間 購入額（24 年度）	購入 頻度														
八事霊園・斎場管理事務所	火葬業務用 顆粒消石灰	1,008,000 円 （252,000 円 ×4 回）	およそ 3 月ごと														
衛生研究所	放射線検査用 消耗品 （液体窒素）	1,211,280 円 （94,080 円 ×5 回） （105,840 円 ×7 回）	毎月														

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(3) ウ	随意契約において、2 者以上から見積書を徴取する際に、個別に見積書を徴取するよう注意すべきもの 八事霊園・斎場管理事務所にて契約事務について調査したところ、2 者以上から見積書を徴取すべきとされている契約において、契約業者である A 社の他に B 社及び C 社の見積書を徴取していたが、B 社及び C 社の見積書は、あて名欄が A 社あてとなっていた。 職員へ聞取りしたところ、B 社、C 社の見積書はいずれも契約相手である A 社から提出されたものであり、当該契約においては、各社から直接、見積書を徴取せずに、契約の相手方を通じて複数の見積書を徴取していたという事実が判明した。 複数の者から見積書を徴取することは、適正な価格比較のために行われるものである。しかしながら、本件のように、契約の相手方を通じ他業者の見積書を徴取している場合は、適正な価格比較が行われているとは到底認められるものではない。 随意契約において、2 者以上から見積書を徴取する際は、個別に見積書を徴取するよう注意されたい。 （八事霊園・斎場管理事務所）	2 者以上から見積書を徴取する場合は、適正な価格比較が行えるよう、各業者から直接徴取するように周知徹底を行いました。 （八事霊園・斎場管理事務所）	措置済
3(3) エ	随意契約において、2 者以上から見積書を徴取するよう注意すべきもの 厚生院において契約事務について調査したところ、2 者以上から見積書を徴取しなければならないにもかかわらず、1 者からしか見積書を徴取せずに随意契約を行っている事例が見受けられた。 厚生院においては、平成 18 年度及び平成 21 年度の監査においても同様の指摘を行っているところであるが、いまだ適切な対応がなされておらず、契約事務に対する意識が乏しいといわざるをえない。本市の契約規則に基づ	今後は本市契約規則等関係法規に則して適正に事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。（厚生院）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	き、適切な契約事務を徹底し、2 者以上から見積書を徴取するよう注意されたい。 （厚生院）		
3(3)オ	産業廃棄物処理に係る委託契約について、法令等の定めに従い、適正に契約書を作成するよう注意すべきもの 本市の契約規則では、契約金額が少額の場合は、契約書の作成を省略することができるとしているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）では、産業廃棄物の収集運搬及び処分を業者に委託する場合には、契約を書面で行うこと等が定められている。 この事務について、調査を行ったところ、以下のような事例が見受けられた。 (ア) 法令で定められた契約書が作成されていないもの （生活衛生センター、食品衛生検査所） (イ) 契約事務受任者でない者の記名押印にて契約書の作成を行っているもの （中央看護専門学校） 産業廃棄物処理を委託する際には、法令等の定めに従い、適正に契約書を作成するよう注意されたい。	(ア) 食品衛生検査所の産業廃棄物処理に係る委託契約については、平成 25 年度から法令で定められた契約書を作成するよう改めました。（平成 25 年 6 月 21 日契約） （食品衛生検査所） (イ) 校長名で契約を締結していましたが、契約受任者である健康福祉局長名で契約書を作成することとしました。 （中央看護専門学校）	措置済 措置済
3(3)カ	契約書を作成する場合に市長またはその委任を受けたものが記名押印するなど、法令等の定めに従い適正に契約事務を行うよう注意すべきもの 中央看護専門学校では、毎年、病院などの外部施設で実習指導を行うため、外部施設と実習指導業務に関する契約を締結している。契約の際には、外部施設とそれぞれ契約書を交わしており、謝礼の単価や実習日時などを定めている。 これらの契約事務について確認したところ、契約書に、契約事務受任者で	校長名で契約を締結していましたが、契約受任者である健康福祉局長名で契約書を作成することとしました。 （中央看護専門学校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ある健康福祉局長名ではなく、中央看護専門学校長名で記名押印がされていた。 中央看護専門学校においては、契約書を作成する場合に市長またはその委任を受けたものが記名押印するなど、法令等の定めに従い適正に契約事務を行うよう注意されたい。 （中央看護専門学校）		
3(4)ア	拾得物について適切な手続きを速やかに行うよう注意すべきもの 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）では、拾得物について、速やかに遺失者に返還するか、警察署長に提出しなければならないとされている。 厚生院の金庫等の管理状況を確認したところ、事務室の金庫内に、財布が 2 個保管されており、それぞれの財布には現金が入っていた。 厚生院によると、当該財布は院内での落とし物として届け出られたものであるとのことであった。また、厚生院においては、院内で拾得物が届けられた場合、入所者等に一定期間周知をした後、遺失者が名乗り出ない場合は金庫内で当該物件に拾得時期と発見場所を書いた付せんを貼って保管しているとのことであったが、本件財布については、付せんが貼られていなかったため、正確な拾得時期等については不明とのことであった。 厚生院にあっては、当該財布について、拾得物として警察署長に提出するなど、適切な手続きを行うよう注意されたい。 （厚生院） なお、本件については調査の後、警察署長への提出がなされ、必要な措置が講じられた。	（監査期間中に措置済）	措置済
3(4)イ	金券類を適正に管理するよう注意すべきもの 本市の会計規則等によれば、切手等	（ア）平成 25 年 7 月から返信用封筒を同封して発送する日に金券類出納簿に払出を登載するよう改めました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	の金券類の受入れをした場合には金券類等出納簿に登載し、受払いを管理することとなっている。 切手、乗車券などの金券類の管理について調査したところ、次のような事例が見受けられたので、会計規則等に従い適正な事務を行うよう注意されたい。 (ア) 事実発生の都度、出納簿への登載を行っていないもの （中川区、緑区民生子ども課、中川区富田支所区民福祉課） (イ) 出納簿と実際の保管枚数の照合が適正でないもの （中央看護専門学校、生活衛生センター、東区、西区、中区、緑区民生子ども課、東区保険年金課、中川区富田支所区民福祉課、緑保健所） (ウ) 出納簿へ登載しなければならぬ金券類を出納簿に登載していないもの （八事霊園・斎場管理事務所）	（中川区民生子ども課） 払い出しを受ける職員が直接、払い出しの都度金券類出納簿に記入するよう改めました。 （緑区民生子ども課） 今回の指摘を受け、金券類出納簿の記載は、使用の都度行うこととし、出納簿の残数と保管数が常に合致するよう、改めました。 （中川区富田支所区民福祉課） (イ) 出納簿への記載誤りが判明したので、是正するとともに、記載方法の注意喚起を行いました。 （中央看護専門学校） 平成 25 年 4 月において現在高数量の記録が漏れていたほか、出納簿と実際の保管枚数の照合が適正でなかった件については、指摘後ただちに修正を行いました。また金券類等出納簿の記録にあたっては、事実の発生 of 都度、帳簿の記載内容と保管状況を、複数の職員で常に照合するよう職員に周知徹底を行い、職場内研修（平成 25 年 10 月 16 日実施）を行うなどしました。 （生活衛生センター） 今回ご指摘の記載漏れについて、直ちに是正いたしました。今後は出納簿の記載について複数の目で確認し、出納簿と保管枚数の点検を厳密に行うよう努めます。 （東区民生子ども課） 今回のご指摘の件につきましては、直ちに処理を完了しました。今後は、出納簿の記載について、漏れないよう複数の目で確認し、不備があった場合は速やかに対応するよう徹底することとします。 （西区民生子ども課）	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		今回のご指摘の件につきましては、直ちに処理を完了しました。今後は、毎日出納簿と保管枚数を確認し出納簿を正確に記載するとともに、照合を適正に行うよう徹底いたします。（中区民生子ども課） 帳簿の記載漏れ・記載誤りを訂正し、帳簿高と現在高を一致させました。なお、平成 25 年 8 月 1 日より料金後納郵便制度を利用しております。（緑区民生子ども課） 出納簿への登載漏れ、記載誤りによる出納簿上の枚数と実際の保管枚数が異ならないよう、係会で職員への周知徹底を行いました。（東区保険年金課） 記載漏れについては是正しました。今後は出納簿と保管枚数の点検を厳密に行うよう努めていきたいと考えます。（中川区富田支所区民福祉課） 切手等について、適正に照合し、出納簿に現在高を記載しました。現在は、毎日適正に照合し出納簿に現在高を記載していくよう改めました。（緑保健所） (ウ) 出納簿へ登載していなかった金券類につきましては、登載を行いました。今後も出納簿で整理すべき金券類は出納簿への登載を確実に行之、適正に管理いたします。（八事霊園・斎場管理事務所）	
3(4) ウ	薬品を適正に管理するよう注意すべきもの 薬品の管理について、本市の会計規則では薬品及び油類その他の危険物は消耗品出納簿に登載しなければなら	(ア) 現在高数量を確認し消耗品出納簿を作成しました。（天白保健所） (イ) 毒劇物の出納管理について、直ちに薬品庫で管理している払出簿を確	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	いと定められている。 毒物及び劇物の管理事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 毒物及び劇物については、不適正な管理によって、盗難や事故への対応が遅れるといった危険性もあるため、適正な管理を徹底するよう注意されたい。 (ア) 消耗品出納簿が作成されていないもの（天白保健所） (イ) 消耗品出納簿が一定時期より更新されておらず、現在の使用状況が整理されていないもの（西、南、緑保健所）	認し出納簿の記載を改めました。（西保健所） 毒物及び劇物については、消耗品出納簿を現在の状況に更新し、適正な管理を徹底するように改めました。（南保健所） 消耗品出納簿を現在の状況に更新しました。今後は使用の都度記載するよう改めます。また、「緑保健所毒物及び劇物管理規定」を作成し、適正に管理できるようにしました。（緑保健所）	
3(4) エ	鑑札を適正に管理するよう注意すべきもの 犬の鑑札の管理について、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）では、犬の所有者は、犬の所在地を所管する市町村長に犬の登録を申請しなければならないこと、また、市町村長は、登録の申請があったときは、犬の所有者に鑑札を交付しなければならないことと定められている。 本市では、食品衛生課が各保健所等に、犬の登録管理システム（以下「システム」という。）に犬の鑑札の受払いを入力し、鑑札の残枚数を管理するよう指導している。 各保健所等でシステムにおける鑑札の管理状況について調査したところ、受入れが入力されておらず、システム上残枚数がマイナスと表記されている保健所が 4 箇所あった。そのうち東、西、中保健所では残枚数を把握していなかった。 保健所においては、鑑札を受け入れた際にはシステムにその都度受払い枚数を入力し、定期的に残枚数と帳簿が合っているか確認し、適正に鑑札を管理するよう注意されたい。（東、西、中、瑞穂保健所）	犬登録管理システムの鑑札受払簿に受入を入力するとともに在庫数を管理する帳簿を整備し、システムの残数と帳簿が正しいことを定期的に確認するよう改めました。（東保健所） 犬の登録管理システムについて、直ちに処理を行い残数と帳簿が正しいか確認するよう改めました。（西保健所） 受入入力を行い、適正な残数管理を行うよう改めました。（中保健所） 犬登録管理システムの鑑札受払簿に受入を入力するとともに、システムの残数と帳簿が正しいことを定期的に確認するよう改めました。（瑞穂保健所） 鑑札の受入枚数のシステムへの入力については、直ちに改善を指導し入力を行いました。また、食品獣疫担当主査・係長会議（平成 25 年 9 月 19 日）にて、周知徹底しました。（食品衛生課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	また、食品衛生課においては、鑑札の適正な管理について指導を徹底するよう注意されたい。（食品衛生課）		

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第86条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成26年 1 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市名東区梅森坂四丁目101番、102番及び201番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎 2 階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 1月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋ゼロゲート

名古屋市中区栄三丁目2805番 1 ほか17筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)パルコ	代表執行役 牧山 浩三	東京都豊島区南池袋一丁目28番 2号

(2) 小売業者

氏名又は 名 称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 9月16日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,550平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

87台

(2) 駐輪場の収容台数

71台

(3) 荷さばき施設の面積

37平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

43.52立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前10時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成26年 1月15日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成26年 1月29日から平成26年 5月29日まで。ただし、名古屋市の休日を

定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

平成26年 5月29日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 1月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオンみなとＳＣ

名古屋市港区築盛町 132番 外29筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)エディオン	代表取締役 久保 允誉	東京都千代田区外神田一丁目 9番14号	変更なし	変更なし	広島市中区紙屋町二丁目 1番18号

(2) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
エイデンみなとＳＣ	エディオンみなとＳＣ

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	中日興行(株)	代表取締役 加藤 正和	名古屋市中区丸の内一丁目 6番31号	—	—	—	平成24年8月31日

2	—	—	—	(株)西松屋チ ェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路 市飾東町庄 266番地の 1	平成 24年 12月 13日
3	—	—	—	(株)メガネト ップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡市葵区 伝馬町 8番 地の 6	平成 24年 12月 13日
4	—	—	—	(有)やまはる	代表取締役 渡辺 将志	岐阜県多治 見市本町 1 丁目55番地	平成 24年 12月 13日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成23年 6月29日
- (2) 大規模小売店舗の名称については、平成24年10月 1日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、住所変更のため
- (2) 大規模小売店舗の名称については、店舗名称変更のため
- (3) No. 1の小売業者については、退店のため
- (4) No. 2からNo. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成26年 1月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成26年 1月29日から平成26年 5月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成26年 5月29日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告

納屋橋東地区市街地再開発組合の設立の認可を申請しようとする者から、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請がありましたので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定により、この公告のあった日から起算して30日以内に名古屋市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成26年1月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

名古屋市中区栄一丁目201番、202番、203番1、203番2、203番3、204番、207番1、207番2、207番5、207番6、208番、209番、210番1、210番2及び211番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部都心まちづくり課
（名古屋市役所西庁舎3階）

3 縦覧期間

平成26年1月30日から平成26年2月12日まで

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。

4 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成26年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 12月20日	特定非営利活動法人愛知県断酒連合会	小栗 政義	名古屋市南区城下町 1丁目12番地	この法人は、愛知県内のアルコール問題に取り組む団体等の活動を支援する事業及び、アルコール依存症に苦しむ人々と家族、子どもなど、酒害からの回復と癒しを求める者を支援し、断酒によって明るい人生の建設を目指す事業を行うと共に、酒害に関する啓発活動を行い、酒害

				の及ぼす社会悪の防止やアルコール依存症の世代間連鎖を断ち切る努力をし、健全な家庭生活を営み、幅広く社会福祉に貢献する事を目的とする。
平成25年 12月24日	特定非営利活動 法人アスペ・エルデの会	辻井 正次	名古屋市西区上小田井二丁目 187 番地	この法人は、発達障害児・者とその家族、関係者及び地域社会に対して、適切な療育、正しい知識の啓蒙、幸せな社会生活の場の提供に関する事業を行い、もって発達障害児・者のよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
平成25年 12月26日	特定非営利活動 法人遊ぼ	村瀬 元子	名古屋市守山区町南27番24号	この法人は、障害者及びその家族に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図

					り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
平成25年 12月26日	特定非営利活動法人なでしこの会		大脇 正徳	名古屋市熱田区三本松町15番13号	この法人は、ひきこもりを一人でも多く自立させ、社会の一員としての責務を果たし、かつ、この世に生をうけ、生きる喜びを享受できるための、心のケアと福祉システムの確立と充実を目指し、その緊急性を広く社会全般に訴える。根強い偏見や世間体問題などの社会的意識改革に、行政も国をあげて取り組むべきことを訴え、真に開かれた21世紀共生社会、すなわち、あらゆる弱者を含め、みんなが平等に生きる幸せを享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。
平成26年 1月 7日	変 更	特定非営利活動法人日	角田 稔	名古屋市西区名駅二丁	この法人は、中国の青少年に対して、学

	前	中佛教交流 文化協会		目34番17号	校、孤児院の建設及び奨学金制度に関する事業を行い、また、日本の一般市民に対してセミナー、講演活動、及び中国の市民との国際的な文化交流を推進、支援することにより、中国および日本において学術、文化、芸術等の振興、地域環境、教育環境の改善を図り、国際交流、国際協力、社会教育の推進に寄与することを目的とする。
	変更後	特定非営利 活動法人アジア国際文 化交流協会			

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成26年 1月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1292号	村木鑿泉 探鑛(株)	村木 秀之	名古屋市熱田区西野 町 1丁目 2番地	平成25年12月18日
第 653号	メイセイ 住宅設備	鷺見 一行	名古屋市中川区かの 里一丁目 908番地の 1	平成25年12月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

平成26年 1月31日

名古屋市上下水道局長 小 林 寛 司

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 653号	(有)メイセイ住宅設備	鷺見 一行	名古屋市中川区かの里一丁目 908番地の1	平成25年12月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成26年 1月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1292号	村木鑿泉 探鑛(株)	村木 秀之	名古屋市熱田区西野 町 1丁目 2番地	平成25年12月18日
第 653号	メイセイ 住宅設備	鷺見 一行	名古屋市中川区かの 里一丁目 908番地の 1	平成25年12月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成26年 1月31日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 653号	(有)メイセイ住宅設備	鷺見 一行	名古屋市中川区かの里一丁目 908番地の1	平成25年12月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成26年 1月29日懲戒処分に付した。

平成26年 1月29日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
子ども青少年局主事	戒告	地方公務員法第29条第 1項第 1号、第 2号及び第 3号